

岐阜地域児童発達支援センターポッポの家 医療型児童発達支援運営規程

平成 18 年 9 月 27 日決裁
平成 21 年 4 月 10 日決裁
平成 21 年 10 月 30 日決裁
平成 24 年 3 月 28 日決裁
平成 25 年 3 月 28 日決裁
平成 25 年 9 月 30 日決裁
平成 26 年 12 月 26 日決裁
平成 27 年 3 月 31 日決裁
平成 27 年 9 月 30 日決裁
平成 28 年 3 月 31 日決裁
平成 28 年 9 月 30 日決裁
平成 28 年 10 月 31 日決裁
平成 30 年 1 月 31 日決裁
平成 30 年 3 月 23 日決裁
平成 31 年 3 月 29 日決裁
令和元年 7 月 31 日決済
令和 2 年 3 月 31 日決済
令和 3 年 3 月 31 日決済

(趣旨)

第 1 条 この規程は、岐阜地域児童発達支援センター条例（昭和 52 年岐肢組条例第 2 号。以下「条例」という。）の規定に基づき岐阜地域児童発達支援センター組合（以下「組合」という。）が設置する岐阜地域児童発達支援センターポッポの家（以下「ポッポの家」という。）が行う児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する医療型児童発達支援（以下「事業」という。）を適正に運用し、障害児通所給付決定を受け、事業の利用契約を締結した保護者が監護する障害児（以下「利用児」という。）に対し、適正な支援を行うため、ポッポの家の人員、管理運営等に関し、「岐阜市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（令和元年岐阜市条例第 3 号）に基づき、条例及び岐阜地域児童発達支援センター条例施行規則（昭和 52 年岐肢組規則第 7 号）に定めるもののほか、必要な事項を定め

るものとする。

(事業の目的及び運営の方針)

第2条 ポッポの家は、利用児が日常生活における基本動作及び知識技能を習得し、並びに集団生活に適応することができるよう、当該利用児の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて適切かつ効果的な指導及び訓練を行うものとする。また、肢体不自由児への発達支援とその保護者（以下「利用者」という。）への子育て援助を目的とした「親子一体療育」を実践するとともに、その専門的な知識、機能等を広く地域の障がい乳幼児に開放し、行政機関、その他の機関との緊密な連携を図りつつ、組合加入市町の障がい乳幼児療育システムの充実に努めるものとする。

2 支援に当たって、職員は関係法令及びこの規程を順守し、利用児に対しては深い理解と愛情をもって接するとともに平等に扱い、支援の充実及び向上に努め、並びに誠実かつ公正に職務を遂行しなければならない。

3 ポッポの家は、その運営に当たっては地域住民の理解を得るとともに、交流に努めるものとする。

(職員の職種及び員数)

第3条 ポッポの家は、次の各号に掲げる職種に応じ、それぞれ当該各号に定める人数の職員を置く。

- (1) 管理者（以下「施設管理者」という。）1人（常勤職員 保育所等訪問支援及び障害児相談支援と兼務）
- (2) 児童発達支援管理責任者1人（常勤職員 保育所等訪問支援と兼務）
- (3) 児童指導員1人（常勤職員）
- (4) 保育士1人（常勤職員）
- (5) 医療法（昭和22年法律第205号）に規定する診療所として必要とされる従業者 医師2人（常勤職員1人、非常勤職員1人）
- (6) 看護師1人（非常勤職員）
- (7) 理学療法士3人（常勤職員3人、内2人は、保育所等訪問支援と兼務）
- (8) 作業療法士1人（常勤職員 保育所等訪問支援と兼務）
- (9) 言語聴覚士1人（常勤職員 保育所等訪問支援と兼務）
- (10) 調理員1人（非常勤職員）
- (11) 事務員1人（非常勤職員 保育所等訪問支援及び障害児相談支援と兼務）

(職務の内容)

第4条 施設管理者は、職員の管理、業務の状況の把握その他ポッポの家の運営管理を一元的に行うものとし、施設管理者に事故があるとき又は欠けたときは、あらかじめ施設管理者が指定した職員がその職務を代理する。

- 2 児童発達支援管理責任者は、利用児に対する適切な支援を行うために、医療型児童発達支援計画（以下「個別支援計画」という。）作成に関する業務を行い、支援内容及びプロセスの管理、支援に関する職員への技術指導と助言等を行う。その他、次の業務を行う。
- (ア) 事業にかかる個別支援計画の作成を行う。
 - (イ) 個別支援計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用児について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者及び利用児の希望する生活並びに課題等の把握（以下「アセスメント」という。）を行い利用児が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討を行う。
 - (ウ) アセスメントに当たっては、利用者及び利用児に面接しなければならない。この場合において、児童発達支援管理責任者は、面接の趣旨を利用者及び利用児に対し十分に説明し、理解を得るものとする。
 - (エ) アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及び利用児の生活に対する意向、利用児に対する総合的な支援目標及びその達成時期、生活全般の質を向上させるための課題、支援の具体的内容、事業を提供する上での留意事項その他必要な事項を記載した個別支援計画の原案を作成するものとし、この場合において、利用児の家族に対する援助及びポッポの家が提供する事業以外の保健医療サービス又は、福祉サービスとの連携も含めて個別支援計画の原案に位置づけるよう努力する。
 - (オ) 個別支援計画の作成に当たっては、利用児に対する事業の提供にあたる担当者等を召集して行う会議を開催し、個別支援計画の原案について意見を求めるものとする。
 - (カ) 個別支援計画の作成に当たっては、利用者に対し個別支援計画について説明し、文書によりその同意を得るものとする。
 - (キ) 個別支援計画を作成した際には、個別支援計画を利用者に交付する。
 - (ク) 個別支援計画の作成後、個別支援計画の実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）を行うとともに、利用児について解決すべき課題を把握し、少なくとも6か月に1回以上、個別支援計画の見直しを行い、必要に応じて個別支援計画の変更を行うものとする。
 - (ケ) モニタリングに当たっては、利用者との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情がない限り、定期的に利用者及び利用児に面接を行う。また、定期的にモニタリングの結果を記録するものとする。
- 3 児童指導員及び保育士は、利用児の心身の状況に応じ、利用児の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって指導、訓練等を行う。

4 医師は、利用児の診察、診断及び訓練等の処方と指示、発達支援担当職員及び利用者に対する助言、指導など医療法の規定する診療所として必要な診療業務及び事業に必要な業務を行う。

入所時及び通所の継続の健康診断に当たり、整形外科的診断により肢体の機能障害の原因及びその状況を精密に診断し、判断を行なう。

5 看護師 医療法の規定する診療所として必要な診療業務の補助及び利用児の健康管理や指導などの事業に必要な業務を行う。

6 調理員は、給食調理、食品安全管理等の業務を担当する

7 理学療法士及び作業療法士、言語聴覚士は、個別支援計画に基づき日常生活を営むのに必要な訓練を行う。

8 事務員は、ポッポの家の設備管理や契約に伴って発生する利用料の請求事務等を行う。

(開園日及び開園時間)

第5条 ポッポの家の開園日及び開園時間は、原則として次に掲げる休園日を除く日の午前8時30分から午後5時15分とする。ただし、災害その他特別な事情があるときは臨時に休園日を変更することができる。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)

(4) その他組合の管理者において臨時に定める休日

(利用定員)

第6条 事業の定員は50人とする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(対象とする主な障害)

第7条 ポッポの家において事業を提供する主たる対象者は、法第4条第2項に規定する障害児のうち、主に身体に障害のある肢体不自由児とする。

(事業の内容)

第8条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

(1) 診療

(2) 個別支援計画の作成

(3) 基本事業

(ア) 日常生活訓練

日常生活動作、姿勢保持と移動手段、音楽活動等

(イ) 集団生活適応訓練

基本的な生活習慣、会話、コミュニケーション等

- (ウ) 創作的活動
絵画、工作、園芸等
 - (エ) 更生相談
医療、福祉、生活の相談等
 - (オ) 介護方法の指導
家族等に対する介護技術指導等
 - (カ) 健康指導
健康チェック、健康相談
 - (キ) 医学的管理の下における介護及び看護
- (4) 送迎サービス
ポッポの家の所有する車両により、所定の乗車地点と事業所との間の送迎を行う。

(利用契約)

第9条 第1条に規定する事業を利用しようとする者は、通所受給者証及び肢体不自由児通所医療受給者証を提示の上、利用契約を締結するものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の利用契約を解除することができる。この場合において、ポッポの家はその旨を利用者に対し連絡し、又は通知するものとする。

- (1) 利用契約の期限が完了したとき。
- (2) 傷病による入院が6か月以上にわたるとき。
- (3) 契約解除せずに退園し、復帰の見込みがないとき。
- (4) 次条の利用料金を支払うことができないとき。
- (5) 利用児が死亡したとき。
- (6) 他の施設を希望したとき。
- (7) 契約解除の申し出があったとき。

(利用料金等)

第10条 ポッポの家は、法第21条の5の3第1項の規定により市町村が利用者に支給する障害児通所給付費（以下「障害児通所給付費」という。）について利用者と利用者に代わり請求及び受領する旨の契約を締結の上、法第21条の5の7第11項の規定により当該障害児通所給付費の支払いを受けるものとする。

2 ポッポの家は、法第21条の5の28第2項の規定により市町村が利用者に支給する肢体不自由児通所医療費（以下「通所医療費」という。）について利用者と利用者に代わり請求及び受領する旨の契約を締結の上、法第21条の5の28第3項の規定により当該通所医療費の支払いを受けるものとする。

3 利用者は、支援を受けたときは、条例第4条に規定する額を利用料金として

ポッポの家に支払うものとする。

- 4 利用者は、前3項のほか、食事の提供にかかる費用をポッポの家に支払うものとする。
- 5 ポッポの家は、第3項から第4項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収書を、当該費用を支払った利用者に対し交付するものとする。

(事業の実施地域)

第11条 事業は、岐阜市、関市、羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町の区域において実施するものとする。

(事業の利用にあたっての留意事項)

第12条 利用児及び利用者は居室や設備、器具は本来の用法にしたがって利用するものとし、これに反した利用により破損等が生じた場合、ポッポの家は賠償を請求できる。

- 2 利用児及び利用者は、貴重品を極力持ち込まないようにし、持ち込んだ場合は、各自の責任で管理するものとする。
- 3 利用児が伝染性の疾病になった場合は、医師の許可が出てから利用を再開するものとする。
- 4 利用児及び利用者が自家用車で登園する場合、ポッポの家周辺での路上駐車をしてはならない。
- 5 上記留意事項のほか、利用児及び利用者は多くの児童及び保護者が利用する施設であることを認識し、相手への思いやりの気持ちを持って利用する。

(情報提供)

第13条 ポッポの家は、利用児及び利用者が、適切かつ円滑にポッポの家を利用することができるように、情報の提供を行うよう努めるものとする。

(衛生管理等)

第14条 ポッポの家は、利用児の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 ポッポの家は、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(緊急時の対応)

第15条 ポッポの家は、利用児に対する事業の提供により事故が発生したり病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医師の指示のもと、ポッポの家が予め連携している医療機関又は利用児の主治医（以下「連携医療機関等」という。）への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 ポッポの家は、利用児に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した

場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 16 条 ポップの家は、非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、防火管理者を配置し、定期的に避難訓練その他の必要な訓練を実施する。

2 前項に定めるもののほか、非常災害対策に関する事項については、岐阜市地域防災計画の規定を準用する。

(苦情解決)

第 17 条 ポップの家は、その提供した事業に関する利用児及び利用者並びにその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

2 ポップの家は、提供した事業に関し、県及び市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは掲示の求め又は県及び市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者等からの苦情に関して県及び市町村が行う調査に協力するとともに、県及び市町村からの指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 ポップの家は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 83 条に規定する運営適正化委員会が同法第 85 条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力しなければならない。

(秘密保持等)

第 18 条 ポップの家は、関係機関等に対して利用児に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者の同意を得ておくものとする。

2 ポップの家の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用児若しくは利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

3 前 2 項に定めるもののほか、事業に係る保有個人情報の取り扱いについては、岐阜市個人情報保護条例（平成 16 年岐阜市条例第 1 号）を準用する。

(身体拘束等の禁止)

第 19 条 ポップの家は、指定児童発達支援の提供に当たっては、障害児又は他の障害児の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他障害児の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 ポップの家は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の障害児の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(虐待防止)

第 20 条 ポッポの家は、虐待防止に関する責任者を設置し、利用児や利用者支援をきめ細かく行うことにより、障害児に対する虐待の未然防止と発生時の迅速な対応を行う。

2 児童虐待が疑われる場合には、関係機関との連携のもと迅速な対応を図り、再発防止に取り組むものとする。

3 ポッポの家は、虐待の防止啓発のための職員を対象とした研修を定期的を実施する。

4 職員は、支援の提供に当たっては、利用児を虐待してはならない。ポッポの家は、苦情解決の体制を活用し、職員による虐待が発生した場合の早期発見と迅速な対応を行う。

(職員研修等)

第 21 条 ポッポの家は、職員に対し、その資質の向上のため、次の各号に掲げる研修を当該各号に定めるところにより実施するものとする。

(1) 採用時研修 採用後 3 ヶ月以内に 1 回実施する。

(2) 継続研修 年に 3 回実施する。

(3) 前 2 号に規定する研修以外の研修 園長がその都度定める。

2 ポッポの家は、職員に対し、次に掲げる健康診断を受けさせるものとする。

(1) 調理員は毎月 2 回、摂食指導を行う職員は毎月 1 回、その他の職員は年 2 回、検便による健康診断を保健所の認める衛生検査機関で受けるものとする。

(2) 職員は、毎年 1 回以上健康診断（前項に規定する健康診断を除く。）を受けるものとする。

(記録の整備)

第 22 条 ポッポの家は、職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておくものとする。

2 ポッポの家は、利用児に対する事業の提供に関する諸記録を整備し、当該記録を整備した日から 5 年間保存する。

(その他)

第 23 条 この規程に定めるもののほか、ポッポの家の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

原本と相違ないことを証する。

令和3年4月1日

岐阜地域児童発達支援センター組合

管理者 岐阜市長 柴橋正直